

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付  
農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

税務署  
受付印

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

※  
欄は記入しないでください。

税務署長

丁

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の4第22項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
租税特別措置法 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
令和 年 月 日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け  
を行なう見込みです。ついては、同条 第23項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令  
第40条の6第55項 の規定により承認申請します。  
第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
申請者が 被相続人	贈与者 から農地等を 相続(遺贈)	贈与 により取得した年月日	昭和 平成 令和	年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受け ていた者	住 所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付け を行なった年月日	平成 令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 平成 令和 年 月 日	至: 平成 令和 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行なっていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項**

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合 には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 (事情).....	

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行なっていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
	年 月 日		

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第28項」、「第28項」及び「第40条の7第57項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第22項」、「第23項」及び「第40条の6第55項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けている者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。